

卷十二

太田和泉守これを綴る

天正七年己卯

摂津国御陣の事

江州安土御山にて御越年なされ訖んぬ。歴々御衆、摂州伊丹表数ヶ所の御付城、各御在番の儀に付きて、御出仕これなし。

正月五日、九鬼右馬允、堺の津より罷り上り、安土御山にて、年頭の御礼申し上げるのところ、今の透に、在所へ罷り越し、妻子見申し候て、頓て上国仕るべきの旨、忝くも御暇下され、満足にて、勢州へ罷り下るなり。

二月八日、御小性衆・御馬廻・御弓衆に仰せ付けられ、馬淵より切石三百五十余召し上げらる。翌日、御鷹の雁・鶴、何れも下され、忝く頂戴。

二月十八日、御上洛。二条新造へ御座を移さる。

廿一日、東山御鷹つかはされ、十八日、又、東山、御鷹野。

三月二日、賀茂山、御鷹つかはされ候。

三月四日、中将信忠、北畠信雄、織田上野守、織田三七信孝、御上洛。

三月五日、信長公御父子、摂州伊丹表に至りて、御動座。山崎御陣取り。次の日、天神馬場より路次すがら、御鷹つかはされ、郡山陣取り。

三月七日、信長公、古池田に至つて御陣を居えさせられ、諸卒は伊丹四方に陣取り。越州衆、不破、前田、佐々、原、金森、是れ等も参陣なり。

岐阜中将信忠、御取出、賀茂岸・池の上、二ヶ所、丈夫に御要害仰せ付けらる。四方付城相構へ、手前貼に堀をほり、堀柵を御普請書。

三月十三日、高槻の城御番手として、大津伝十郎遣はさるゝところに、病死の由候へき。

三月十四日、多田の谷、御鷹つかはされ候。塩河勘十郎、一献進上の時、御道服下され、頂戴。忝き次第なり。

三月晦日、御鷹野、みのをの滝見物。其の日、十三尾の御鷹、少し、足を痛め申し候由、逸物ものかず仕り候。秘蔵並びなく、毎日の御鷹野、信長公の御辛勞、申す計りなく、御機力強き事、諸人感じ申すなり。

四月朔日、岐阜中将信忠卿の御小性衆、佐治新太郎と金森甚七郎、口論いたし、甚七郎差殺、新太郎腹切、相果て候。両人の年齢は、廿計りの人にて候。手前神妙の働き、上下感じ申し候。

四月八日、御鷹野へ御出で、古池田、東の野にて御狂これあり。御馬廻・御小性衆には、馬を乗させられ、御弓衆、御そばにをかせられ、二手に分けて、馬乗衆、御責子衆の中へ懸け入り候はんと、馬を懸けられ、信長公、御せこ衆と御一所に御座候て、塞がせられ、御狂ありて、御気を晴らさせられ、其れより直ちに御鷹野なり。

四月八日、播州へ御人数出ださる。越前衆、不破、前田、佐々、原、金森、織田七兵衛信澄、堀久太郎。

四月十日、惟住五郎左衛門、筒井順慶、山城衆出陣。

四月十二日、中将信忠卿、北畠信雄卿、織田上野守、織田三七信孝、御馬を出ださる。猪子兵介・飯尾隠岐兩人、播州三木表、今度御取出御普請の御檢使として、相副へ、遣はされ候。中将信忠卿御取出、古屋野、池上御留守。永田刑部少輔・牧村長兵衛・生駒市左衛門の兩三人、御番手に仰せ付けられ候。

四月十五日、丹波より、惟任日向御馬進上のところに、即ち、日向に下さるの由にて、御返しなされ候。

四月十七日、関東常陸国の多賀谷修理亮、星河原毛の御馬、長四寸八分、歳七歳、太く遅しき駿馬、はる転牽き上せ、進上。爰の道三十里を乗り帰り、こたへ者の由に候。御祝着、斜ならず。青地与右衛門に仰せ付けられ、御馬せめさせられ候。正宗の御腰物、青地に下され候。是れは、佐々木所持候を、佐々内蔵佐求め候て、黄金十枚付け候て、さやまきの、のし付に拵へ、進上の刀なり。外聞実儀、忝き次第なり。

多賀谷修理かたへ遣はせられし注文。

御小袖 五ツ 縮 三十端 以上、

銀子五枚、是れは、使者に下され候なり。

四月十八日、塩河伯耆へ、銀子百枚遣はされ候。御使森乱、中西権兵衛相副へ、

下され、過分、忝きの由侯なり。

稲葉彦六取手河原口へ、伊丹城より、足輕を出だし侯。即ち・塩河伯耆、氏家左京懸け合ひ、暫らく取り合ひ、随分の者三人討ち取り侯。播州三木表にても、御敵、足輕を出だし、中将信忠卿御手へ頸数十人計り、討ち捕り、勝利を得らるゝ由、御注進これあり。

四月廿三日、隼、巢子、丹波より惟任日向求め、進上なり。

京都四条こゆい町糸屋の後家の事

さる程に、京都に、前代未聞の事あり。下京四条こゆめの町、糸屋後家に、七十に及ぶ老女あり。一人の娘を持ち侯。母と一所に侯ひつる。四月廿四日の夜、母によき酒を求め、思ふ程、しひて、のませ、酔ひ臥し侯時、土蔵の内にをき、夜更け、人しづまりて、母をさし殺し、手づから、かわこへ入れ、よくからげて、法花衆にて侯へども、誓願寺の沙弥を呼びよせ、人の知らぬ様にして、寺へつかはし侯。下女一人侯ひつる。かれには、うつくしき小袖をとらせて、人にふかく隠密いたし侯へと、申し付け侯。彼の女、後をおそろしく思ひ、村井長門所へ走り入り、此の様を申し侯。即ち、彼の娘を搦捕り、糾明をとげ、四月廿八日、上京一条の辻より車に乗せて、洛中をひかせ、六条河原にて成敗侯なり。

一条殿・烏丸殿・菊庭殿・山科右衛門督殿・

嵯峨策彦・武藤弥平衛、病死の事

四月廿六日、古池田まへ、信長御出でなされ、御狂あり。以前の如く、御馬廻・御小性衆、近衛殿・細川右京大夫殿、是れも、御馬をめされ、二手に分れて、御足輕御懸け引き、面白く遊ばし、御気を晴らさせられ候。

中将信卿、播州三木表、今度、六ヶ所、塞貼に、御取出仰せ付けられ、それより、小寺藤兵衛(政職)居陣五ちやくへ御馬寄せられ、推し詰め、御放火。

四月廿八日、有馬郡まで、中将信忠卿御馬入れられ、是れより直ちに野瀬郡へ御働き、耕作薙ぎ捨つ。

四月廿九日、古池田まで御帰陣。信長公へ播州表の様子仰せ上げらるゝところに、即ち、御下国侯への旨、御詫候。其の日、東福寺まで御成り、次の日、岐阜に至りて御帰城。越前衆、惟住五郎左衛門、御敵城おつごうの城へ差し向かひ、取手申し付け、古池田へ帰城候て、様子言上のところ、越前衆御暇下され、帰国候なり。其の外衆、伊丹表定番仰せ付けられ候へキ。

一、塚口郷 惟住五郎左衛門、蜂屋兵庫頭、蒲生忠三郎。

一、塚口の東 田中、福富平左衛門、山岡対馬守、山城衆。

一、毛馬 永岡兵部大輔、与一郎。頼五郎。

一、川端取出 池田勝三郎父子三人。

一、田中 中川瀨兵衛、古田左介。

一、四角屋敷 氏家左京亮。

一、河原取出 稲葉彦六、芥川。

一、賀茂岸 塩川伯耆、伊賀平左衛門、伊賀七郎。

一、池上 中将信忠卿、御人数御番替へ。

一、古屋野古城 滝川左近、武藤宗右衛門。

一、深田 高山右近。

一、倉橋 池田勝九郎。 已上。

かくのごとく、四方に御取出仰せ付けられ、二重、三重堀をほり、塀、柵を付け、手前貼堅固に申し付けられ候。

五月朔日、信長公御帰洛。

きる程に、二条殿、烏丸殿、菊庭殿、山科左衛門督殿、嵯峨の策彦、此の頃、歴貼病死なされ候なり。

五月三日、信長公、御下り、路次は山中より坂本へ、御小性計り召し列れられ、御舟にて直ちに安土御帰城。

五月十一日、吉日に付きて、信長、御天主へ御移徒。

五月廿五日、夜中、羽柴筑前守秀吉、播州海蔵寺の取出へ忍び入り、乗つ取り候。これにつて、次の日置き、おふごうの城も明け退くなり。

法花・浄土宗論の事

五月中旬の事に候。関東より浄土宗靈誉と云ふ長老上国候て、安土町にて談儀をのべられ候。

法花衆建部紹智・大脇伝介兩人、説法の座へ罷り出で、不審を懸け申し候。長老申さる様、若輩の旁へ、ひらきを申し候へども、仏法の上、更に耳に入るべからず。所詮、兩人の憑まれ候法花坊主を出だされ候はば返答申すべしと、返事候て、七日候はん法談の、十一日までのべられ候て、法花かたへ使を立てられ候。法花衆も、宗論いたし候はんと、申し候て、京都より長命寺の日光、常光院、九音院、妙顕寺の大蔵坊、堺の油屋弟坊主、妙国寺不伝、歴貼の僧衆、都鄙の僧俗、安土へ群れ集まり候。此の旨、聞こしめし及ばれ、御前に御祇候の衆も、余多法花衆御座候。信長公御錠として、御扱ひなさるべく候の間、無事尤もの由、菅屋九右衛門、矢部善七郎、堀久太郎、長谷川竹、此れ等を御使として、仰せ出だされ候。浄土宗、何様に主意次第の旨、御請け申され候へども、法花方より、勝に乗つて、同心これなく、既に宗論に究まる。其の時、左候はゞ、判者を仰せ付けらるべく候間、書付を以て勝負を御目に懸け候へと、御錠候て、五山の内にても物知に侯日野の秀長老召し上せらる。折節、因果居士参られ候。是れも相副へられ、安土町末、浄土宗の寺浄厳院仏殿にて、宗論あり。寺中御警固として、織田七兵衛信澄、菅屋九右衛門、矢部善七郎、堀久太郎、長谷川竹、五人仰せ付けら

る。法花宗は、生便敷結構に出立ち、長命寺日光、浄光院、九音院、堺の油屋弟坊主、妙国寺不伝、妙顕寺の大蔵坊、筆執りにて、法花八軸に硯・料紙を取り持ち、出でられ候。浄土宗は、墨衣にて、如何にも左道なる仕立、関東の長老、安土・田中の貞安長老二人、是れも硯・料紙を持ち候て、出でらる。関東の貞誉長老は、

予の云為二候間、申すべしと、仰せられ候を、田中の貞安、早口にて、初問を置かれ、其れにより互ひの問答を書き付ル。

貞安問云ふ、法花八軸ノ中ニ念仏あるや。

法花云ふ、答、念仏これあり。

貞安云ふ、念仏ノ義アラバ、何ゾ無間ニ落ル念仏ト、法花ニ説ヤ。

法花云ふ、法花ノ弥陀ト浄土ノ弥陀ト一体か、別体か。

貞安云ふ、弥陀八何クニ有る弥陀モ一体ヨ。

法花云ふ、サテハ、何ゾ浄土門ニ法花ノ弥陀ヲ捨、閉閣抛ト捨ルヤ。

貞安云ふ、念仏ヲ捨ヨト云フニ非ズ。念仏ヲ修スル機ノ前ニ、念仏ノ外ノ捨閉

閣抛ト云フナリ。

法花云ふ、念仏ヲ修スル機ノ前ニ、法花ヲ捨ヨト云フ経文アリヤ。

貞安云ふ、法花ヲ捨ルト云フ証文コソアレ、浄土経ニ云フ善立方便顕示三乗ト云々。又、一向専念無量寿仏云々。法花ノ無量之儀経ニ方便ヲ以テ、四十余年未ダ顕セス、眞実ト云ヘリ。

貞安云ふ、四十余年ノ法門ヲ以テ、爾前ヲ捨テ、方座第四ノ妙ノ一字ハ、捨ルカ、捨ザルカ。

法花云ふ、四十余年四妙ノ申二八、何ゾヤ。

貞安云ふ、法花ノ妙ヨ、汝知ラザルカ。此ノ返答、コレナク閉口ス。

貞安亦云ふ、捨ルカ、捨ザルカヲ、尋ネシトコロニ、無言ス。

其ノ時、判者ヲ始め、満座一同二焜と笑テ、袈裟ヲ剥ギ坂ル。天正七己卯年五月廿七日、辰の亥関東ノ長老、扇を披き立て、一舞まはれなり。長命寺日光、妙ノ一字に幢、打擲せられ、八軸の經文も見物の者ども、手貼に破り取り、法花衆、四方へ、ばつと逃げ散り候。口貼渡り貼まで追手を懸け、少貼止め置き、宗論勝負の書付上覽に備へらるゝのところ、即ち・信長公時刻を移さず、午の刻に御山下なされ、浄厳院へ御座を移され、法花衆・浄土宗召し出だれ、先、関東の靈誉長老へ御扇を出だされ、田中の貞安長老へ御団を下され、御褒美、斜ならず。秀長老へは、先年堺の者進上仕り候東坡が杖参られ候。さて、大脇伝介召し出だされ、仰せ聞かせらるゝの趣、一国一郡を持つ身にても似合はざるに、おのれは、大俗と云ひ町人と云ひ、塩売の身として、今度、長老の宿をも仕り候間、鼻屑をば仕り候はで、人にそゝのかされ、長老へ不審申し懸け、都鄙の騒ぎ不届の次第条々、御錠候て、先づ頸をきらせられ、又、普伝召し出だされ、度々近衛殿御雑談ノ様子仰せ聞かせらる。普伝、九州より罷り上り、去る秋より在洛候。一切経の内、何れの所に、如何様の文字これありと、中にて申す程の物知りの由に候。

但し、何宗ともなく候。八宗頭学仕り侯中には、法花衆能宗の由、常々申し候て、信長申し候はゞ、何れの門家にもなるべしと、申し候。行義は、普伝、或る時は紅梅の小袖、又、或る時は薄絵の衣装などを着して、己れが着たる破れ小袖結縁と申し候て、人にとらせ候由、近衛殿仰せられ候。後に能々聞こしめし及ばれ候へば、殊勝がほに、聞き候へども、かり小袖にて作物仕り候。か程物知りの普伝さへ聞き入り、法花衆になられ候と、申し候はゞ、法花繁昌たるべく候間、懇望せられ、属詫を取り、日蓮党になり候はん巧み、老後に及び虚言をかまへ、不似合。今度、法文に勝ち候はゞ、一期進退なり候様に仕り候はんと、属詫堅約にて法花に憑まれ、御届をも申し上げず、罷り下り、日比の申し分相違、曲事の由、御詫候。其の上、不伝は、法文申さざる先、人に宗論いはせ、勝ち目に候はば罷り出づべしと存知、出でざる事、胸の弱き仕立、相届かざる旨、条々聞かれ、普伝をも頸を切らせられ、残る歴々僧衆へ仰せ出ださるゝ様、惣別、諸侍軍役勤め、日々迷惑仕り候に、寺庵結構に仕り、活計を致し、学文をもせず、妙の一字に権候し事、第一、曲事に候。

さ候へども、法花衆は、口の過ぎたる者に候。後日、宗論負け申したるとは、定めて申すまじく候。宗門をかへ、浄土宗の弟子になり候か、然らずんば、今度、宗論負け申す上は、今より以後、他宗を誹謗仕るまじきの旨、墨付を出だし候へと、上意のところに、即ち、御請け申す。

敬白起請文の事

一、今度、江州浄嚴院において、浄土宗と宗論仕り、法花衆負け申すに付いて、京の坊主普伝並びに、塩屋伝介に仰せ付けられ候事。

一、向後他宗に対し、一切法難いたすべからざるの事。

一、法花一分の儀、立て置かるべきの旨、忝く存知たてまつり候。法花上人衆、一先牢人仕り、重ねて召し置かるゝの事。

(天正七)五月廿七日

法花宗

上様 浄土宗

此のごとき誓紙進上候。然して、宗論負け申し候と、書き出だし、負の字、不思議の女童までも、末代において聞き知る事に候。替はりの詞、如何程もこれあるべきを、越度仕り候と、歴々の僧衆後悔仕り候由、承り及び候なり。又、諸人、是れを笑ひ物に仕り候。又、建部紹智、堺の津まで逃げ行き候ひしを、追手を懸け、搦め取り、今度、大脇伝・建部紹智両人の云為に依つて、かくのごとく候間、是れ又、頸をきらせられ候。

丹波国波多野兄弟張り付けの事

さる程に、丹波国、波多野館、去年より、惟任日向守押し詰め、取り巻き、三里四方に堀をほらせ、塀・柵を丈夫に、幾重も申し付け、責められ候。籠城の者、既に餓死に及び、初めは、草木の葉を食とし、後には、牛馬を食し、了簡尽き果

て、無体に罷り出で候を、悉く切り捨て、波多野兄弟三人の者、調略を以て召し捕る。

六月四日、安土城へ進上、則ち、慈恩寺町末に、三人の者、張付に懸けさせられ、さすが、思ひ切り候て、前後神妙の由に候。

六月十三日、丹後の松田摂津守、隼・巢子ニツ進上。

六月十八日、中将信忠卿、安土御見舞として、御成り。

六月廿日、伊丹表に在陣の衆、滝川、蜂屋、武藤、惟住、福富、此の五人衆へ、鷓三聯、小男鷹二、青山与三御使として、忝く拝受申され候なり。

六月廿日、羽柴筑前与力に仰せ付けられ候竹中半兵衛、播州御陣にて病死候。其の名代として、御馬廻に候へつる舎弟竹中久作、播州へ遣はされ候。

六月廿四日、先年、惟住五郎左衛門拝領の周光茶碗、召し上げられ、其の御かはりと御錠候て、鋸切の御腰物下さる。作長光、一段の出来物、系図これある刀なり。

七月三日、武藤宗右衛門、伊丹御陣にて病死なり。

七月六日・七日両日、安土御山にて御相撲これあり。

七月十六日、家康公より、坂井左衛門尉御使として、御馬進めらる。奥平九八郎・坂井左衛門尉両人も、御馬進上なり。

七月十九日、中将信忠卿へ仰せ出だされ、岐阜にて、津田与八・玄以・赤座七郎右衛門両三人として、井戸才介御生害。子細は、妻子をも、安土へ越し候はで、

所々の他家をかずへあるき、不断、安土にはこれなき、無奉公者にて侯。其の上、先年謀書いたし、深尾和泉を支へ申し侯。

重畳曲事ども相積り、御成敗侯ひしなり。

七月十九日、惟任日向守、丹後へ出勢のところ、宇津構へ明け退き侯を、人数を付け、追討ちに、数多討ち捕り、頸を安土へ進上。それより鬼ヶ城へ相働き、近辺放火侯て、鬼ヶ城へ付城の要害を構へ、惟任人数入れ置く。

赤井悪右衛門退参の事

八月九日、赤井悪右衛門楯籠り侯黒井へ取り懸け、推し詰め侯ところに、人数を出だし侯。則ち、焜と付け入るに、外くるはまで込み入り、随分の者十余人討ち取るところ、種々降参侯て、退出。惟任、右の趣、一々注進申し上げられ、永々、丹波に在国侯て、粉骨の度々の高名、名誉も比類なきの旨、忝くも御感状くだしなされ、都鄙の面目、これに過ぎず。

七月十八日、出羽大宝寺より駿馬を揃へ、御馬五ツ、并に御鷹十一聯、此の内、しろの御鷹一足これあるを、進上。

七月廿五日、奥州の遠野孫次郎と申す人、しろの御鷹、進上。御鷹居石出主計、北国辺舟路にて、はる転の風婆凌ぎ罷り上り、進献。誠に、雪しろ容儀勝れて、見事なる御鷹、見物の貴賤、耳目を驚かし、御秘蔵、斜ならず。又、出羽の千福

と申すところの前田薩摩、是れも御鷹居させ、罷り上り、御礼申し上げ、進上。

七月廿六日、石田主計、前田薩摩、兩人召し寄せられ、堀久太郎所にて御振舞仰せ付けられ候。相伴は津輕の南部宮内少輔なり。御天主見物仕り候て、か様に御結構の様、古今伝承り及ばず。生前の思い出、忝きの由候へき。

遠野孫次郎かたへ、先、当座の御音信として、

一、御服拾（如何にも御結構御紋織付き、色は十色なり。御裏衣、是れ又、十色なり）、一、白熊二付き 一、虎革二枚以上三種。一、御服五ツ、并に黄金路銭として、使の石田主計に下され、忝く拝領なり。一、御服五ツ、黄金相添へ、前田薩摩守へ下され、忝き仕合せにて、罷り下り候へき。

八月二日、以前、法花宗と法文仕り候貞安長老へ、

一、銀子五十枚、貞安へ下さる。一、銀子三十枚、浄厳院長老へ。銀子拾枚、

日野秀長老へ。

一、銀子拾枚、関東の霊誉長老へ。此の如く送り遣はし、忝き次第なり。

八月六日、江州国中の相撲取り召し寄せられ、安土御山にて相撲とらせ、御覧候ところ、甲賀の伴正林と申す者、年齢十八、九に候か、能き相撲七番打ち仕り候。次の日、又、御相撲あり、此の時も取りすぐり、則ち御扶持人に召し出ださる。鉄炮屋与四郎、折節、御折檻にて、籠へ入れ置かる。彼の与四郎私宅・資財・雑具共に御知行百石、漿斗付の太刀、脇指大小二ツ、御小袖、御馬皆具共に拝領。名譽の次第なり。

八月九日、柴田修理亮、賀州へ相働き、阿多賀、本折、小松町口まで焼き払ひ、其の上、苅田に申し付け、帰陣の由なり。

八月廿日、仰せ出だされ、中将信忠、摂州表へ御出馬。其の日、柏原に御泊り。次の日、安土御出で。廿二日、堀久太郎相添へられ、古屋野に至つて御在陣。

荒木伊丹、城・妻子捨て忍び出づるの事

九月二日の夜、荒木摂津守、五、六人召し列れ、伊丹を忍び出で、尼崎へ移り候。

九月四日、羽柴筑前守秀吉、播州より安土へ罷り越さる。備前の宇喜田御赦免の筋目申し合せ候間、御朱印なされ候の様にと、言上のところに、御錠をも伺ひ申されず、示し合はずの段、曲事の旨、仰せ出だされ、則ち、播州へ追ひ還され候なり。

九月十日、播州の御敵五着・曾根・衣笠の士卒一手になり、敵城三木の城へ兵糧入るべき行に候。然らば、三木に楯籠る人数、此の競ひに罷り出で、谷ノ大膳陣所へ攻め懸かり、既に谷ノ大膳を討ち果たし候。羽柴筑前守見合せ、切りかゝり、一戦に及び、相たゝかひ、討ち捕る人数の事、別所甚大夫、別所三大夫、別所左近尉、三枝小太郎、三枝道右、三枝与平次、とをり孫大夫。此の外、芸州・紀伊州の侍、名字はしらず、数十人討ち取り、大利を得られ候へ訖んぬ。

九月十一日、信長公御上洛。陸を勢田を通り御出京。逢坂にて、播州三木表合戦侯て、数多討死申す仕合せ、注進侯。先度、安土より筑前追ひ歸させられ侯に付いて、無念に存知、其の故を以て合戦を励み、勝利を得る事に侯。弥三木、五着の間は、詰め侯て、虎口の番等已下、由断なく申し付くべき事、肝要の旨、忝くも御書きなされ侯へキ。

今度、相州氏政の舎弟、大石源蔵氏直、御鷹三足、京都まで上せ進上。

九月十二日、岐阜中将信忠、伊丹表の御人数半分召し列れられ、尼崎へ御働きなされ、七松と云ふ所に、近貼と御取出二ヶ所仰せ付けられ、塩河伯者・高山右近、一与に定番として置かる。中川瀬兵衛、福富平左衛門、山岡対馬、一組に仰せ付けられ、古屋野へ御人数打ち歸さる。

常見検校の事

九月十四日、京都にて座頭衆の中に申し事あり。子細は、摂州兵庫に常見と申し侯て、分限の者あり。彼の者申す様には、人ごとに失墜いたし侯ては、必ず無力仕り侯。一期、楽貼と、身を樂しむべき様を案じ出だし、彼の常見、眼は能く侯へども、千貫出だし、検校に罷り成り、都に在京すべき旨、存知、其の段検校衆へ申し理り、千貫つませ、常見検校と号し、座頭衆の官配を取り、年来、都に樂々とこれあるところに、小座頭ども申す様には、分限の者、此のごとく、検校

になり候はば、法度ばかりにて、今までも長久に相続き候に、金銀の賄に耽り、猥りの子細、勿躰なし。其の上、はかりを重仕り候て、金を取り候段、迷惑の由、今度、信長公へ訴訟申し上ぐるところ、聞こしめし分けられ、検校どもの条々、曲事の旨、仰せ出だされ、御成敗なさるべきのところ、種々御詫言申し、黄金二百枚進上いたし、御赦免候。

宇治橋取り懸げの事

則ち、此の代物を以て、宇治川平等院の前に橋を懸け申すべきの旨、宮内卿法印・山口甚介兩人に仰せ付けられ、末代の為めに候間、丈夫に懸け置くべきの旨、御詫候詫んぬ。以前、浄土宗と法花宗論仕り候。其の時の御礼として、京の法花坊主より黄金二百枚進上候。

是れを召し置かれ候御心も如何がはしきの由候て、伊丹表・天王寺、播州三木方々御取出に在番候て、粉骨の旁へ、五枚、十枚、廿枚、三十枚宛下され候なり。

九月十六日、滝川左近・惟住五郎左衛門兩人に御馬下され、忝き次第なり。青地与右衛門御使にて候なり。

北畠中将殿御折檻状の事

九月十七日、北畠中将信雄、伊賀国へ御人数差し越され、御成敗のところ、一戦に及び、柘植三郎左衛門討死侯なり。

九月十八日、二条御新造にて、摂家・清花、細川右京大夫殿、御鞠遊ばされ侯。信長公は御見物なり。

九月廿一日、信長公、京都より摂州伊丹表に至りて御馬を出だされ、其の日、山崎御泊り。廿二・廿三両日雨降り、御滞留。爰にて北畠中将信雄卿へ仰せ出ださるゝ趣、上がったへ御出陣なく、私の御働き然るべからざるの旨、御内書なさる。

其の御文言、

今度伊賀・堺に於て、越度取り候旨、誠に天道もおそろしく、日月未だ地に墜ちず。其子細は、上がったへ出勢候へば、其の国の武士、或ひは民百姓難儀候条、所詮、国の内にて申し事に候へば、他国の陣相遁るゝに依つて、此の儀尤もと、同心せしめ、あり貼敷く云へば、若気ゆゑ、実と思ひ、此のごとく候や。さて貼、無念至極に候。此の地へ出勢は、第一、天下の爲め、父への奉公、兄城介大切、且つは其の方の爲め、彼れ是れ、現在未来の働きたるべし。剩へ、三郎左衛門を始め、討死の儀、言語道断、曲事の次第に候。実に其の覚悟においては、親子の旧離許容すべからず候。猶、夫の者申すべく候なり。

九月廿二日

信長

北畠申将殿

九月廿四日、山崎より古池田に至りて、御陣を移さる。

九月廿七日、伊丹四方御取出御見舞。古屋野にて、滝川左近所に、暫らく御逗留。其れより、塚口、惟住五郎左衛門が所に御成り、御休息なされ、晩に及び、池田へ御歸り。次の日、

九月廿八日、御歸洛。其の日、初めて茨木へ御立寄り。

人売りの事

さる程に、下京場々町門役仕り候者の女房、あまた女をかどはかし、和泉の堺にて、日比売り申し候。今度聞き付け、村井春長軒召し捕り、糺明候へば、女の身として、今まで八十人ほど売りたる由、申し候。則ち、成敗なり。

九月廿九日、賀州の一揆、大坂へ通路の者、正親町中納言殿搦め捕り、進上なさる。御祝肴斜ならず。則ち、誅させらる。

謀書の事

十月朔日、山崎の町人、先年、惟任日向守・村井春長軒前にて、一果て侯公事を、謀書いたし、直奏仕り候。村井に御尋ねのところに、右の果口言上候。曲事の旨、御錠候て、御成敗候なり。

伊丹城謀叛の事

十月八日、戌の刻、二条を御立ちなされ、夜もすがら御下り、次の朝、九日の日の出に、安土へ御帰城。

十月十五日、滝川左近調略を以て、佐治新介使を仕り、中西新八郎を引き付け、中西才覚を以て、足輕大将の星野、山脇、隠岐、宮脇、謀叛いたし、上臈塚へ滝川人数引き入れ、数多切り捨て候。取る物も取り敢へず、上を下へとなつて、城中へ逃げ入り、親子兄弟をつたせ、泣きかなしむ計りなり。町をば居取にいたし、城と町との間に侍町あり。是れをば火を懸け、生か城になされなり。きしの取出、渡辺勘大夫、楯籠り、同者紛に、多田の館まで罷り退き候を、兼て申し上ぐる儀もこれなく、曲事の旨御諚にて、生害させられ、又、ひよどり塚に、野村丹後、大将として、雑賀の者相加へ、拘へ候。悉く討死にて、丹後、御詫言申し候ところ、中貼御許容なく、生害候て、くびを安土へ進上候。荒木妹、丹後後家、城中にて此の由承り、うさもつらさも身ひとりと、泣きかなしみ、いきて甲斐なき身ながらも、此の上、又、如何なる憂目をか見んずらんと、あさましく思ひ歎く有様、目も当てられず、哀れなり。諸手四方より、近貼推し詰め、城楼かねほりを入れ、攻められ、命御助けなされ候へと、御侘申し候へども、御許容これなし。

十月廿四日、惟任日向守・丹後・丹波両国一篇に申し付け、安土へ御礼まいり御礼。其時、志々良百端進上候へキ。

氏政甲州表へ働きの事

十月廿五日、相模国・北条氏政御身方の色を立てられられ、六万ばかりにて打ち立ち、甲斐国へ差し向かひ、木瀬川を隔て、三島に氏政居陣の由、注進なり。

武田四郎も甲州の人数打ち出だし、富士の根かた、三枚橋に足懸りを拵へ、対陣なり。家康公も相州へ御手合せとして、駿州へ相働き、所々に煙を揚げらる。

十月廿九日、越中ノ神保越中守、黒葦毛の御馬進上。

十月晦日、備前宇喜多和泉、御赦免に付きて、名代として、宇喜多与太郎、撰州古屋野まで罷り上り、中将信忠卿へ御礼、羽柴筑前秀吉御取次なり。

十一月三日、信長公、御上洛。其の目、瀬田橋御茶屋に御泊り。御番衆、御祇候の御衆へ、しろの御鷹見せさせられ、次の日、御出京。二条御新造の御普請造り畢り仕るに付いて、禁裏様へ御進上なさるゝ趣、

十一月五日、御奏聞のところ、則ち、御博士に御日取り仰せ付けられ、吉日に付きて、十一月廿二日、新御所へ親王様行啓なさるべきに相定め、其の御用意候なり。

十一月六日、しろの御鷹居えさせられ、北野うちの辺鶉つかはされ、

十一月八日、東山より一条寺まで、しろの御鷹つかはされ、初めて御取飼ひ。

九月十日両日、一乗寺修覚寺山御鷹野なり。上京裁売の町人、一献進上仕り候と

ころ、一々御詞を加へられ、忝き次第なり。

十一月十六日、亥の剋、二条御新造より妙覚寺へ、信長御座を移させらる。

伊丹の城にこれある年寄ども、妻子兄弟置き捨て退出の事

十一月十九日、荒木久左衛門、其の外、歴貼の者ども、妻子を人質として伊丹に残し置き、あまが崎へ罷り越し、荒木に異見申し、尼崎・はなくま進上仕り、其の上、各の妻子助け申すべきの御請け申す究め、何れも尼崎へ越し申すなり。此の時、久左衛門一首、

いくたびも毛利を憑みにありをかやけふ思ひたつあまのはころも
と、読みをき候。

織田七兵衛信澄、伊丹城中御警固として、御人数入れ置かれ、櫓櫓に御番仰せ付けられ候。弥、女ども詰め籠の仕立にて、互ひに目と目を見合せ、あまりの物うさに、たし、歌よみて、荒木かたへつかはし候。

霜がれに残りて我は八重むぐらなにはのうつらのそののみくつに

荒木返歌、

思きやあまのかけ橋ふみならし なにはの花も夢ならんとは

あこのかたより、たしかたへの歌、

ふなり行なにかくるしきのりの道風はふくともねさへたへずば

お千代、荒木かたへの歌、

此ほどの思ひし花はちり行て形見になるぞ君が面かけ

荒木返歌、

百年に思ひし事は夢なれやまた後の代の又後の世は

此のごとく、読かはし候ひしなり。

親王様、二条御新造へ行啓の事

天正七年己卯十一月廿二日

親王様、二条新御所へ御移徙のため、行啓の御時取、卯の刻と候ひつるも、辰の刻に至りてなり。一条より室町通り、次第、御先へ近衛殿御参なり。次に、近衛大納言殿、関白殿、五摂家、一条左府殿、二条右府殿、鷹司少将殿、御輿にて御参り、御輿添へには、侍衆歴貼とあり。かいぞへの衆、中間以下、御輿の跡に、打ちこみに参るなり。大藤左衛門尉、大藤備前守、御奉行衆林越前守、小河亀千代丸、触口・折糸ぼし、すわふ、袴、返しも、だちを取る。御物、五尺四方形あり。皆朱の御唐櫃、上下台に乗るなり。雑色、折糸ぼし、すわふ、袴。返しも、

だちを取る。引き敷き、思貼に付くる金手棒にて、或ひは刀物を持ち、或ひは腰高なる者を下知して、通るなり。

御琴、錦の袋に入る(天王寺楽人持ち、手かさ折り布き、直垂を着、一人)。

御唐笠、白御笠、袋に入る。(持ち手仕丁、立鳥帽子、白張なり)。

一番、御板輿、五の宮様、若御局様御あい輿なり。二番、中山の上臈、勸修寺上臈。三番、大御乳人。四番、御屋々。五番、中将殿。六番、五の宮様御乳人。

以上、御輿六丁なり。仕丁十徳を着、御脇輿侍衆左右にこれあり。

御伴の御女房衆、六十人、きぬかつぎにて、かは蹈皮に、うらなしをはかせられ、誠に光り耀き、衣香くんじ、結構、申すばかりなし。並びに、下部衆、上さしの袋たど持ちたるもあり。

当庄方、御公家御供衆、飛鳥井大納言殿、庭田大納言殿、柳原大納言殿、四辻大納言殿、甘露寺大納言殿、持明院中納言殿、高倉藤中納言殿、山科中納言殿、庭田源中納言殿、勸修寺中納言殿、正親町中納言殿、中山中納言殿、中院中紳言殿、烏丸弁殿、日野中納言殿、水無瀬治部卿殿、広橋頭弁殿、吉田右衛門督殿、竹内左兵衛督殿、坊城式部少輔殿、水無瀬中将殿、高倉右衛門佐殿、葉室蔵人弁殿、万里小路蔵人右少弁殿、四辻少将殿、四条少将殿、中山少将殿、六条少将殿、飛鳥井少将殿、水無瀬侍従殿、五条大内記殿、中御門権右少弁殿、富小路新蔵人殿、唐橋殿。以上。

各かちだちにて御供なり。立てゑばし、きぬひたゝれ、御紋、色貼。すあしに

大ふとはかせられ、風折のかけ緒、むらさき色の平打なり。飛鳥井中納言殿、むらさきの四打のかけをなり。吉田神主、堂上方に召し加へられ候。是れは、白八打のかけをなり。御輿添へ。御方御所様御輿、御輿舁、立烏帽子に白張を着。北面の御侍衆十一、折糸ぼし、すわふ、袴、あしながなり。御輿の少し御跡に牛飼も参るなり。

清花御衆、徳大寺大納言殿、西園寺大納言殿、三条中納言殿、大炊御門中納言殿、久我中納言殿、転法輪三条中納言殿、花山院宰相中将殿、以上。

立烏帽子、きぬの直垂、色貼、すあしに大ふと、少し引き退けて参らるゝなり。御公家衆の召し具さるゝ侍・中間、打ちこみに御次に参り候。三百人ばかりもこれあるか。折節、御簾へ朝日さし入り候て、御物見の所より、慥かに、おがまれさせ給はり候。御眉めされ、御立烏帽子、御練貫、かうの御そぱつき、衣の白き御はかまなり。昔も後代にも、かくの如く、まぢかく拝み奉る事、あるまじきためしなり。御儀式御結構、中貼申すばかりなし。

伯中将殿、冷泉中将殿、此の両人は、御輿に付き申さるゝなり。菊庭内府殿、御簾を上げ申さるゝ御役なり。御剣、中院中納言殿持たるゝなり。御礼御申次は、勧修寺中納言殿の由なり。以上。

十一月廿七日、北野へまいり、御鷹つかはされ、御秘蔵の鷄失ひ申し候。方々、御尋ねなされ候ところ、

十二月朔日、丹波より居ゑ上せ、進上。

さる程に、伊丹の城に女どもの警固として、吹田、泊々部、池田和泉、両三人残し置き候ところに、城中の様躰、何と見究め申し候やらん、池田和泉、一首をつらね、

露の身の消ても心残り行なにとかならんみとり子の末

と、よみ置き、其の後、鉄胞に薬をこみ、おのれとあたまを打ちくだき、自害仕り候。弥、女房ども、心も心ならず、尼崎よりの迎へを、おそしはやしと、相待ち、哀れなる有様、中貼申すばかりも是れなし。

十二月三日、御家人の上下、悉く妙覚寺へ召し寄せられ、縮羅・巻物・板物、千端に余り積み置かれ、御馬廻・諸奉公人に下さる。忝く頂戴候なり。

十二月五日、高山飛騨守、去る年、伊丹へ走り入り、不忠者たるにより、青木鶴御使にて、北国へつかはされ、柴田に御預けなされ候なり。

やはた八幡宮造営の事

十二月十日、山崎に至つて御座を移さる。十一、十二両日、雨降り、宝寺に御逗留。八幡社頭、内陳、下陳の間に、昔より木戸井を懸け置き候。既に朽ち腐り、雨漏り、撥壊正躰なし。此の旨、信長公聞こしめし及ばれ、御造営なさるべきの趣、上意にて、則ち、山城の御代官、武田佐吉、林高兵衛、長坂助一召し寄せられ、末代のために候の間、六間の戸井を、から金にて、五つに鑄物に仰せ付けら

る。昔は、大工の棟梁・諸職人頭々過分に作料を引き取り、邪なる費えばかりを
仕り候間、更に然々と墓行かず。今度は作料あるべきの外には、少しも費えなき
様に、夫々に奉行を申し付け、片時も急ぎ出来候様に、念を入れ申し付くべきの
旨、堅く仰せ出ださる。鍛冶、番匠、大鋸引、葺師、鋳物師、瓦焼等召し寄せ、
和州三輪山より材木を取り、社僧へ新初めの吉日、相尋ねらるゝのところ、恒例
として、

禁中より御日取り出ださるゝの由候間、相待たるゝの処、吉日良辰を選び、天
正七年己卯十二月十六日卯剋と、勅諭なり。

さる程に、八幡の片岡鶉右衛門と申す者、周光香炉所持候を、召し上げられ、
銀子百五十枚下され候なり。

伊丹城相果たし、御成敗の事

今度、尼崎・はたくま渡し進上申さず、歴々の者どもの、妻子兄弟を捨て、我
が身一人宛助かるの由、前代未聞の仕立なり。余多の妻子ども、此の趣承り、是
れは夢かやうつゝかや。恩愛の別れの悲しさ、今更たとへん方もなし。さて、如
何がと歎き、或ひは、おさあひ子をいだき、或ひは、懐妊したる人もあり。もだ
へこがれ、声もおしままず泣き悲しむ有様は、目も当てられぬ次第なり。たけき武
士も、さすが岩木ならねば、皆、なみだをながさぬ者はなし。此の由、聞こしめ

し及ばれ、不便におぼしめされ候と雖も、佞人懲らしめのため、人質御成敗の様子、山崎にて、条々仰せ出ださる。荒木一類の者どもをば、都にて仰せ付けらるべきの由候て、

十二月十二日、晩景より、夜もすがら、京へめし上せられ、妙頭寺に、ひろ籠を構へ、三十余人の女どもとり籠め置かれ、泊々都、吹田、久左衛門むすこ自念、是の三人は、村井春長軒所にて、籠へ入れさせられ、此の外、摂津国にて首に並ぶる程の者の妻子より出だし、滝川左近、蜂屋兵庫頭、惟住五郎左衛門、三人として請け取り、張付に懸げ候へと、仰せ付けられ候。然るところに、荒木五郎右衛門と申す者、日来は、女房の間、さのみ、したしくは候はねども、今度、妻女を捨て置き候はん事、本儀ならざる由、申「候て、惟任日向を憑み、走り入り、女房の命にかはり候はんと、色々懇望の歎きを申し候へども、中貼許容なく、結局、兩人共以て成敗、哀れなる筈、是非なき次第なり。皆、親子兄弟のかたへ、思ひ貼に、最後の送文、なみだと共に、書き置くなり。

十二月十三日、辰の刻に、百二十二人、尼崎ちかき七松と云ふ所にて、張付に懸けらるべきに相定め、各引き出だし候。さすが歴々の上臈達、衣装美々しき出立、叶はぬ道をさとり、うつくしき女房達、並び居たるを、さもあらげなき武士どもが、請け取り、其の母親にいだかせて、引き上げ貼張付に懸け、鉄炮を以て、ひし貼と打ち殺し、鎧・長刀を以て差し殺し、害せられ、百廿二人の女房、一度に悲しみ叫声、天にも響ばかりにて、見る人、目もくれ心も消えて、かんるい押

さへ難し。是れを見る人は、廿日卅日の間は、其の面影身に添ひて、忘れやらざる由にて侯なり。

此の外、女の分、三百八十八人。かせ侍の妻子付貼の者どもなり。男の分、百廿四人。是れは歴歴の女房衆へ付け置き侯若党以下なり。合せて五百十余人。矢部善七郎、御検使にて、家四ツに取り籠め、草をつませられ、焼き殺され侯。風のまはるに随ひて、魚のこぞる様に、上を下へと、なみより、焦熱・大焦熱のほのほにむせび、おどり上り飛び上り、悲しみの声、煙につれて空に響き、獄卒の呵責の攻めも、是なるべし。肝魂を失ひ、二目とも、更に見る人なし。哀れなる次第、中貼申すに足らず。伊丹の城、御小姓衆として、廿日番に仰せ付けらる。

十二月十四日、山崎より京都妙覚寺に至りて御帰洛。

十二月十六日、荒木一類の者、都にて御成敗なさるべきの旨、仰せ出ださる。

さる程に、越方行末の物語承り、哀れなる次第申す計りなし。去る年十月下旬に、荒木、天罰を蒙り、御敵仕り侯。程なく、霜月三日に御上洛。同九日に御馬を天神馬場に出だされ、御取出仰せ付けられ侯。然れども、高槻・茨木、能き構へにて侯間、一旦には御存分に叶ひがたしと、荒木も、其の外、下貼も存知侯ところ、思ひの外、杖にも柱にもと存知侯中川瀬兵衛・高山右近、御身方に参り侯。此の時も、かほどに御座侯はんとは、存ぜず侯ところ、軽る貼と古屋野へ御陣を寄せられ、透間をあらせず、伊丹を取り巻き、御陣取り仰せ付けらる。

十二月朔日の夜、安部二右衛門、是れも心を替へ、大坂尼崎より伊丹への通路

止め申し候。ここにて、上下難儀いたし候。されども、安芸の毛利、正月十五日過ぎ候はば、必ず馬を出だし、西宮が越水辺に、大将陣を居え、吉川・小早川・宇喜多を尼崎へうつし、雑賀・大坂の者どもに先手を申し付け、両手より切りかゝり、御陣取り追ひ払ひ、荒木存分に申し付くべき事、案の内と、誠に現々しく、誓紙を仕り候て、越し申され候の間、我人神仏へも祈りを懸け、是れを憑みにいたし候ところ、又、二月十八日、御上洛なされ、三月五日、御馬を寄せられ、信長、池田に御陣を居えさせられ、中将信忠、賀茂岸に、ちかぢかと御取出寄せさせられ、伊丹四方に堀をほらせ、堀・柵を二重三重、丈夫に仰せ付けらる。誠に籠の内の鳥に異ならず。行末如何に成り果て候はんと、物思ひにて候へども、春夏の内に毛利出でられ候は父、定めて一途に候はんと、待ち暮らし、如何なる森林も、春は花も咲き出で候まゝ、百花ひらけ、国もひろくなり候はんと明け暮れ待ち申し候ところ、程なく、春も暮れ、既に、楊梅・桃李の花咲き散りて、梢茂みの更衣、卯花、郭公、五月の雨の数貼物思ひ、か様に月日の過ぎ行く間に、切々の懸け合ひに、親をうたせ、子に後れ、我も人も一方ならぬ歎き、たとへん方もなかりけり。さて又、如何にあるべきとて、中国へ数の使遣はし候へば、人馬のはみ物出来候て、七月中に罷り立ち候はんと、申し延べ候。又、八月には、国に物いひ出来たる由、申し越し候。今ははや、木々も落葉し、森も次第に枯木になり、憑みすくなくなり果て、力を失ひ、詮方なし。然れども、荒木申す様には、波多野兄弟張付にかゝり候如く、やみ貼とはあるまじく候。兵糧漸漸尽き候はゞ、

前かどに、諸手の人数引き出だし、古屋野、塚口へ差し向け、戦をさせ、其の間に、伊丹に三千これある人数、三段に備へ、足弱をかこはせ、退き候はんに、何の子細あるまじく候。若し又、此の調なり候はずば、尼崎・花花ま進上申し、命たすかり申すべく候とて、皆貼に、あら木力を付け、九月二日夜に入り、荒木撰津守、五、六人召し列れ忍び出で、尼崎へ移り候。城申弥力なく、我人、行く末如何貼と案じ暮らし候ところ、十月十五日、星野、山脇、隠岐、此の足輕大将三人謀叛いたし、日来は伊丹てに首をする程の者の妻子人質として、夜る貼は城中へ取り入り候。運の尽きたる験にや、不暁に人質歸し候。則ち、上臈塚へ御敵引き入れ、数多切り捨て、町を居取にいたし、城と町の間侍町あり、是れは火を懸け、生城になされ、

渡辺勘大夫、岸の取出より、多田の館まで罷り退き候を、生害させられ、又、鶴塚に野村丹後、大将として楯籠り候。是れも、降参申し候へども、御赦免なく、腹をきらせられ、然らば、惟任日向、尼崎・花くまを進上候て、命たすかり尤も由候。悉く存知、荒木方へ申し送り候へども、一途もなく候間、妻子人質として残し置き、其の断、荒木に申し聞かせ、両城進上申すべく候。若し、同心これなく候はゞ、御人数申し請け、先を仕り、即時に申し付くべしと、御請けを申し究め、伯々部、吹田、池田和泉、女どもの警固に置き、霜月十九日、尼崎へ各年寄ども、罷り越し候。かくの如くなり果て候はん事を、見及び、池田和泉は、鉄炮に薬をこみ、おのれとあたまを打ちくだき、果てられ候。世の中に命程つれな

き物なし。昨日までは口言をいはれし歴貼の侍共、其妻子兄弟捨て置き、我が身一人づゝ助かるの由申し越し、此の上は、とてものがれぬ道なれば、導師を憑み申さんとて、思ひ貼に、寺貼の僧を供養し、珠数・経帷申し請け、戒をたもち、御布施には金銀を参らせ候人もあり。着たる衣装を参らせずる者もあり。

古しへの綾羅錦繡よりも、今の経帷ありがたし。世にありし時は、きくも忌々しき経帷に、戒名さづかり、頼もしく思はれ候。千年万年と契りし婦妻・親子・兄弟の間の中をも去離、思はずも、都にて諸人に恥をさらす事、此の上は、更に荒木をもつらみず、先世の因果、浅ましきとばかりにて、たし、歌あまた読み置き候。

きゆる身はおしむべきにも無き物を母のおもひぞさはりとはなる

たし 残しをくそのみどり子の心こそおもひやられてかなしかりけり

たし 木末よりあたにちりにし桜花さかりもなくてあらしこそふけ

たし みがくべき心の月のくもらねばひかりとともににしへこそ行

おちい たし、つばね京殿

世の中のうきまよひをばかき捨てて弥陀のちかひにあふぞうれしき

隼人の女房、荒木娘の歌

露の身の消え残りても何かせん南無あみだ仏にたすかりぞする

おほて 荒木娘 もえ出づる花は二たびさかめやとたのみをかけてあり明の月
同ぬし 歎くべき弥陀のおしへのちかひこそひかりとともににしへとぞ行
荒木与兵衛女房、村田因幡が娘

憑めたゞ弥陀のおしへのくもらねばこゝろのうちはあり明の月

さい 先だちしこのみか露もおしからじ母のおもひぞさはりとはなる

何れも、思ひ貼に、文どもに書きをかれ候。さて、

十二月十六日、辰の刻、車一両に二人つゝ乗りて、洛中をひかせられ候次第

一番(廿計り) 吹田、荒木弟(十七)丹後々家、あら木妹、

二番(十五) 荒木娘、隼人女房、懐妊なり。

(廿一) たし

三番(十三) 荒木娘、だご、隼人女房妹、

(十六) 吹田女房、吹田因幡娘

四番(廿一) 渡辺四郎、荒木志摩守の兄むすこなり。渡辺勘大夫娘に仕合、則ち養子とするなり。

(十九) 荒木新丞、同じく弟。

五番(卅五) 宗察娘(伊丹源内ことを云ふなり) 伊丹安大夫女房、此の子八歳。

(十七) 瓦林越後娘、北河原与作女房。

六番(十八) 荒木与兵衛女房、村田因幡娘なり。

(廿八) 池田和泉女房。

七番(十三) 荒木越中女房、たし妹。

(十五) 牧左衛門女房、たし妹。

八番(五十計) 泊々部。

(十四) 荒木久左衛門むすこ自念、

此の外、車三両には子供御乳付貼七、八人宛乗られ、上京一条辻より、室町通り洛中をひかせ、六条河原まで引き付けらる。

御奉行、越前衆、不破・前田・佐々・原・金森五人、此の外の役人、觸口・雑色・青屋、河原の者数百人、具足・甲を着け、太刀・長刀を抜き持ち、弓に矢をさしはけ、さもすさまじき仕立にて、車の前後警固なり。女房達何れも膚には経帷、上には色よき小袖うつくしく出で立、歴貼の女房衆にてまませは、のがれぬ道をさとり、少しも取りまぎれず、神妙なり。たしと申はきこへ有る美人なり。古しへは、かりにも人にまみゆる事無きを、時世に随ふならひとて、さもあらげなき雑色共の手にはなり、小肘つかんで車に引き寄せらる。最後の時も、彼たしと申す、車より下様に帯しめ直し、髪高高と結び直し、小袖のゑり押し退きて、尋常に切られ候。是を見るより何れも最後よかりけり。され共、下女半物共は、人目をも憚らず、もだへこがれ、泣き悲しみ、哀なり。久左衛門むすこ十四歳自念、伊丹安大夫むすこ八歳のせがれ、二人の者おとなしく、最後の所は爰かと申し候て、敷皮に直り、頸抜き上げて切らるゝを、貴賤ほめずと云ふ者なし。梅檀

は、二葉よりしてかんばんしく、荒木一人の所為にて、一門親類上下の数を知らず、してうの別れ血の涙をながす、諸人の恨おろしやと、舌を巻かぬ者なし。兼ねて頼みし寺貼の御僧達、死後を取り隠し申さるゝ。生便敷御成敗、上古よりの初めなり。

十二月十八日夜に入り、信長公、二条新御所へ御参内。金銀巻物等其員を尽し観覧に備へられ、翌日十九日御下り、路次にて終日雨降り、安土に至りて御帰城。珍重々々。